

平成 26 年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 23 日（日）15:00～17:00
- 2 場 所 会津大学講義棟・中会議室（会津若松市）
- 3 出席者 伊澤町長、半澤副町長、武内総括参事、駒田復興推進課長、猪狩産業建設課長、平岩秘書広報課長、松本住民生活課長
- 4 町民出席者 8 人

5 概要

(1) 伊澤町長あいさつ

平成 25 年 3 月町長就任以降の町の状況を説明

- ・避難指示解除準備区域 4%と帰還困難区域 96%との賠償額に差が出ないように、要望した結果、昨年 11 月の原子力損害賠償紛争審査会中間指針において、双葉町においては精神的賠償、住宅確保損害賠償は同一対応となった。
- ・平成 25 年 6 月いわき事務所を開設。
- ・平成 25 年 12 月 27 日に埼玉県加須市にある県立旧騎西高校避難所から全員が退所し、翌年 3 月 27 日に施設の鍵を埼玉県に返還し、避難所を閉鎖することができた。
- ・平成 26 年 4 月 7 日には 3 年間休校していた双葉町立の幼稚園、小学校、中学校を、東邦銀行植田支店錦出張所を間借りして生徒 11 名で再開できた。8 月 24 日いわき市錦町の旧錦星幼稚園跡地に仮設校舎が落成した。現在 16 名の子どもたちが学んでいる。
- ・昨年 10 月から双葉町の代表 24 名と学識者 5 名からなる双葉町復興推進委員会を立ち上げ、12 回の委員会を開催し、先月長期ビジョンの中間報告が提出された。
- ・同日、両竹・浜野地区の代表など 7 名からなる津波被災地復興小委員会からも、津波被災地域復旧・復興事業計画の中間報告が提出され、11 月 21 日、22 日に両竹・浜野地区の住民説明会を実施した。
- ・復興公営住宅は、いわき市、郡山市、白河市、南相馬市に建設することが決定した。
- ・双葉町の町外拠点としていわき市勿来酒井地区において、戸建て住宅、集合住宅 200 戸を建設する予定となっている。うち 190 戸が双葉町民用で、郡立診療所、福祉施設、集会所、商業施設、お祭り広場、農園なども設置するよう県にお願いをしている。
- ・会津には双葉町単独での復興公営住宅建設はできないが、ニーズに沿った戸数は確保していく。
- ・中間貯蔵施設の問題は、国による住民説明会、地権者説明会が開催されたが、まずは住民、地権者が納得しなければ、施設の判断をできるものではない。そこで、10 月 23 日大熊、双葉両町長で環境副大臣、環境大臣政務官に対し地権者に対する丁寧な説明と、説明を聞いていない地権者への説明を実施するよう要望したところ。住民の皆さんのご意見を踏まえながら慎重に進めたい。
- ・一部報道等で町が建設受け入れを容認したかのような報道があるが、町としては

容認していない。

- ・復興まちづくり長期ビジョン、町政に対する色々なご意見を拝聴しながら町政運営に役立てて行きたい。

(2) 懇談会

- ①「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」(双葉町復興推進委員会中間報告)について ※配付資料(概要版)により伊澤町長から説明

②懇談

(女性)

- ・中間報告で家屋の除染を国に求めるとあるが、これには解体のことは一切触れていない。除染の前に家屋の解体も含めたことを要望しなくては駄目だと思う。
- ・中間貯蔵施設建設を町は受け入れていない、地権者と交渉してくれと言うが、他の市町村や国は完全に決まったと思っている。佐藤知事の建設受け入れの証人として大熊町長と国(総理)に会いに行った訳だから、あれを見た人は、町が受け入れていないと言っても通用しない。
- ・中間貯蔵施設の周りの人たちはどうするのか、長期ビジョンには一切書かれていない。
- ・双葉に帰ってあの荒廃した家を除染できるのか。
- ・中間貯蔵施設が出来た場合の問題点、方向性を報告書に入れるべきではないか。

(伊澤町長)

- ・佐藤知事、大熊町長と総理大臣にお会いした場合、恐らくそのように思われると判断し、一度は行くのを断った。しかし、知事からは是非両町長にも参加してほしいとお願いされ承諾した経緯がある。報道はされていないが、佐藤知事から口頭で、双葉、大熊町は建設受け入れの判断はしていないと話をしてもらっている。あくまでも、県としての判断としての条件付きであった。
- ・中間貯蔵施設の判断について、地権者の方に振っているのご意見について、財産権に関して、町(行政)が個人の権限、権利を有するものに立ち入ることはできないと思っている。国の方から丁寧な説明をし、施設の重要性について地権者に理解してもらおうことが、最重要であると言っている。町として判断する権利があるのかいつも疑問に思う。それが、町が間違っている、腰が引けている、関わりたくないような感覚を持たれている方がいることも報告が上がっているが、決してそうでないことをご理解願いたい。

日本で一番の迷惑施設を双葉、大熊町に負わせる訳だから、丁寧な説明と施設の必要性を理解してもらうことがスタートである。

- ・敷地内に町有地が約 15%ある。町が先に町有地の判断をしてしまうと、なし崩しに地権者の皆さんが協力せざる負えなくなる状況になるのではないかとということで、9月議会の答弁でも、町有地の判断は地権者の皆さんの判断以降と申し上げている。

確かに重要、必要な施設であると皆さんも考えているが、だからと言って双葉・大熊町に置くことは難しい問題であり、地権者の皆さんに納得いくよう説明をし

てほしいと国に何度も要望している。

- ・地権者以外の土地の対応について、国の考え方としては公共事業であり、国が主導した施設の建設等に対しては、地権者以外の補償などはまず無いとのこと。
- ・3.11 時点の用地補償について、大熊町長と国に対して最低限の額を守らなければ説明会も容認できないと国に言ってきた。用地の差額について、事故前の 5 割、8 割といった話があったが、差額補てんを国が面倒を見なければならないが国にその考えはない。地権者や住民が悪い訳ではない。国の事業で尻拭いをさせられて、なぜ減額されることになるのかと言ってきたが、国の公共事業の考えはそう言う事でやっているの一点張りである。それでは、地権者の皆さんに説明会をさせることはできないと言ってきたが、ようやく県が重い判断をして、財源から 150 億円を出して差額の補償にあて、最低限の条件としてこれがスタートになるということである。

(女性)

- ・環境省の説明会は、説明が大半で、質問が長くなれば数人で終わってしまう。町の職員も出ないのに、内容を聞かないと分からない。町職員は説明会に出てきているのか。

(伊澤町長)

- ・どの会場にも議事録をとるために職員を派遣している。

(女性)

- ・あれだけの説明で、地権者が納得すると思うか。

(伊澤町長)

- ・10 月 23 日に環境副大臣と環境大臣政務官に地権者の理解が得られていないので、国として環境省から丁寧な説明をすることと、2,300 人の地権者がいる中で、12 回の説明会で延べ 901 名の参加と報告が上がっている。半分も聞いていない状況の中でそれを進めるのはおかしい。まず、話を聞いていない地権者に説明するよう申入れしている。

(女性)

- ・国が買い上げる、借り上げるどちらにしても、地上権と言うのが引っかかってくる。中間貯蔵施設となれば 30 年と言う期間があるとは言え、地上権が設定されると半永久で、借りた人が仕事を終えるまでの権利となる。借地権は 20 年間という期限があるから、30 年間のうちに一度、更新手続きが必要となるが、地上権は仕事が終わるまでの期間となり、あれ程強い権限はない。地上権ではなく、借地権にして 20 年、30 年後に更新するよう要望すればいい。賠償だって、貸す人は半分以下の価格で安い。

(伊澤町長)

- ・まず当初は、国は国有化でいきたいということであった。しかし、地権者の話を聞いてそれでは中間貯蔵施設ではなく最終処分場になるという意見が多くあったため、地上権と言う話が出てきた。
- ・民法で賃借権は 20 年と唱っている。20 年経って更に 10 年の契約について逆に国が怖がっている。それで、30 年と言う地上権となった。
- ・借りた方の権利が強いと言う意見について、中間貯蔵施設の法律で担保されたかなと思う。我々とすれば国、県、地元自治体、地権者で安全協定を結び、最終ではなく、中間貯蔵施設として適用させる約束事、そして中間貯蔵施設ができたとして、

問題が起きた時に稼働を停止させる権利などを付帯させることを検討している。安全協定に対して、まだ叩き台の状況であり、まだ決定に至っていない。

(半澤副町長)

- ・把握している情報と5月31日から6月15日に国の説明会が県内外15箇所で行われた内容では、賃借権が設定されないと買い取りでは駄目だと言うことはご存じのとおり。8月の住民説明会の中で国から買い取り以外の選択肢という事で地上権の説明があった。「地上権とは民法に根拠がある権利であり、地権者の皆さまに所有権を残したまま、国が、土地を施設の建設や運営等に利用することが可能となります。『この権利は設定時にお約束をした一定期間のみ存続するものです。』』と書いているので、我々は一定期間は30年以内ときっちり言っている。国は9月以降やっている地権者説明会の資料の中でも「設定期間を30年間とし」と書いているので、これを超えることは町としても当然許すことではないし、地上権設定は30年間を超えることはない我々としては聞いている。

(女性)

- ・そう約束しても、法律は消えない。その時、約束した人が亡くなり、国の担当者が替わっているときに、法律を引っ張り出されたら地上権は期限が無い、その事業が終わるまでと言われてしまう。30年と環境省が言っているのが、最終的には法律にないものを決めたって、法律にないと言われてたら終わってしまう。地上権でなく何故、賃貸借でやれないのかが分からない。

(半澤副町長)

- ・地権者説明会の資料の中に地上権の設定が契約の締結時から30年間で契約終了とあり、土地は返還すると国は説明している。地上権がベストとは思っては無く、民法の中の賃借権設定もあってしかるべきと言ってきたところである。賃借権20年について民法自体を改正することも町、県が強く要求することが可能なのかどうかと思う。ただし、地上権という言葉の解釈の中で、地上権には期限がないとあるが、地上権を設定する相手との関係の中で、国は30年という約束をしているので、相対のところは確実に契約で担保されるものと理解できる。

(女性)

- ・期限が付けられないという法律なのに、協定に期限を付けてもそれは無効では。

(半澤副町長)

- ・期限を付けられないということはない。

(女性)

- ・最終処分場へ持って行くまで延長できる、事業が終わるまでである。

(武内総括参事)

- ・衆議院の解散前に、参議院で最終的な中間貯蔵施設法案が決定された。その中でもきちっと30年以内の県外処分と唱っている。それに伴う、国会に報告する付帯項目、11項目がある。その一つに法律で決められた期間内で県外処分の責任を持つことが唱われているし、安全協定の中にも期間を守ることを明記していくと、県とも協議している。必ずそれは守らせるということで、町としても進めていきたい。

(女性)

- ・解体除染についての考えは。

(伊澤町長)

- ・解体除染については、今年 1 月に根本復興大臣が双葉町に現地視察に来た。私の自宅の雨漏り箇所や閉め切っているため、独特なくさい臭いなど視察してもらい、これを修理して、掃除したからと言って住める状況になるかと聞いてみた。これは、町民の皆さんの理解が必要であるが、国が責任を持って解体除染してほしいとお願いした。解体除染は可能な状況になってきたと私は判断している。8 月の大熊・双葉ふるさと復興構想の中にも唱っており、国に担保させるため、強く申し入れをしていく。

今までは解体は個人負担であったが、国が個人の希望を聞いて解体することは可能と考えている。

(女性)

- ・半壊以下では解体が認められないが、富岡町で調査士が 2 回調査して半壊以上と認められ、国が解体することになったケースがあった。希望を持たせるためにも、長期ビジョンの中にも解体を含め記載すべきでないか。

(駒田復興推進課長)

- ・資料の中にも書いてあるが、除染だけでなく、荒廃した家屋の解体撤去もやってくべきとある。委員会の中でも要望があり、町の取組としてやっていく。

(伊澤町長)

- ・早いうちに被害調査をやる必要があるが、双葉町の場合帰還困難区域が多いため、人員の確保が難しい。富岡町の場合は、避難指示解除準備区域のエリアしかやっていない。帰還困難区域でやる場合はハードルが高いが、何とか交渉して町として取り組んでいく。
- ・帰還困難区域に入る人員を確保できていないのも事実である。賠償などに影響しないよう対応したい。

(女性)

- ・中間貯蔵施設ができた場合、30 年間帰れないのは敷地内・外一緒である。賠償や補償をしてもらえるように国に言ってもらいたい。
- ・町の土地は中間貯蔵施設に売らずに貸して、工程管理表の作成ときめ細かい管理を環境省に求めて、町もこれに参加して双葉町の 30 年後を示してもらいたい。

(男性)

- ・中間貯蔵施設で 30 年後となった時に、長期ビジョンで町を立ち上げるという中で動いていると思うが、虫食い状態になって売買の済んでいる土地もあるし、公共の町で出資している土地もある。30 年後虫食い状態で返還されたら国有地として残ってくると思うが、中間貯蔵の最終的な姿を長期ビジョンの最終報告の中に盛り込んでもらいたい。

(伊澤町長)

- ・町有地の判断は難しいと思っている。30 年後のことは確約書等を明文化したものを国から担保として押さえておかないといけない。
次の世代の人たちに、あの時になぜこのような判断をしたのかと言われたいよう担保して行きたい。

(女性)

- ・売ってしまっただけ。土地を持っていて意見を言える権利を持っていないと町民を守れないと思う。

(男性)

- ・録音は何の証拠にもならない。文書として残さないといけない。
文書で町民に分かるように公表してもらいたい。町長であれ、議員であれ話し合いに来たのは選挙の時だけ。私は対話をしているという感じをもっていない。中間貯蔵施設にしても環境省が話しているだけで、対話はしていない。

(半澤副町長)

- ・文書に残すということについて、8月8日に中間貯蔵施設等に関わる対応についてと言う文書がきており、この中で安全性とか30年後の県外最終処分への不安が出てきたことについては、中間貯蔵施設の整備稼働に係る協定を締結したいという記載があって、施設の監視に住民の皆さんが参加することや問題が生じた場合には搬入を停止する措置を取ることを含めて、これから具体的な内容については県、町が十分相談の上で取りまとめたいとのことである。

9月1日に県知事が申し入れた際の安全協定の締結に繋がってくる。

- ・5月31日から6月15日の住民説明会での資料の中で、生活再建と地域振興については、自由度の高い交付金を措置するとしか書いてなかった。仮に受入れとなった際には総額3,010億円ということで、中間貯蔵施設に係る交付金や原子力災害に係る福島復興交付金を措置するとあり、そのうち両町に対しては850億円と言う数字が示されている。町民の結びつきを維持するための事業とか町民の生活再建に資するような措置が示されている。例えば、今後高速道路の無料化措置が終了した場合への、無料措置の対応なども一つの案である。

受け入れを判断していない状況で、はっきり言えないことに申し訳なく思っているが、ご理解いただきたいと思う。

(男性)

- ・いつも決まっていないなど消化不良の状態である。中間貯蔵施設は進んで行くと思う。双葉、大熊が反対したとしても双葉郡では6対2であり、議事録では受け入れはもう決まっていることではないのか。公文書では中間貯蔵施設を福島県に持つてくることの決まりはないのか。

(伊澤町長)

- ・県内のものを県内で受け入れることは決まっているが、双葉、大熊に決定したというものは無い。

(男性)

- ・確認だが、やってないのか。

(伊澤町長)

- ・していない。

(女性)

- ・ではなぜ、1月に搬送する予定が延びたなどという国の話があるのか。

(伊澤町長)

- ・受け入れの判断をしていないから、そのようなことになっているのだと思う。

(男性)

- ・国の予算は付いている。付いていればやるはず。

(女性)

- ・もっと時間を掛けて決めてもらった方がいい。そんな恐ろしい地上権で造られたら

大変である。所有権を持っていても、地上権を持っている方に賠償される。

(半澤副町長)

・それはない。

(女性)

・実際、地上権設定している方に賠償しているではないか。

(半澤副町長)

・それはどう言う情報か、確認したい。

(女性)

・地上権設定されてしまえば、全ての権利は地上権を持っている方になり、登記もできる。

(武内総括参事)

・あくまでも所有権の方が強いと思う。

(女性)

・東電の賠償も、地上権が設定されている方に賠償されている。登記上、私が所有者と言っても、地上権があれば登記されてしまう。

(武内総括参事)

・所有権は所有している人の権利。地上権設定して登記しても所有権までは変更できない。法律の中で、地上権設定した場合も環境、安全等を意識して国で管理していくとなっている。

(女性)

・協定を結んだとしても、法律になれば無効になる。地上権設定すると賠償されないと聞いている。

・地上権設定してしまうと地下も対象となる。全部相手に行ってしまう。

・なぜそういう危ういことをなぜ説明できないのかと説明会で言ったが、回答はなかった。

(女性)

・中間貯蔵施設予定地内のお墓は、町でどこか帰れるような場所に決めてほしい。

(伊澤町長)

・それをやってしまうと受け入れ判断したと必ず受け取られてしまう。

もし、施設建設ということになれば、細谷、郡山、下条のお墓については当然考えなければならないことである。

(女性)

・町の方針として、どこか別のところに造るのか。

(伊澤町長)

・浜野地区の流されたお墓と合わせた対応を考えている。双葉町の中で線量の低いところ、除染可能なところ、利便性の良い所を考えている。お墓を持って行きたい人、双葉に残したい人もいるので調査をして対応する必要がある。

・線量的に3年8カ月の間に幼稚園、役場、農村広場、双葉厚生病院の拠点除染は実施している。高線量地域にかからないところは自然減衰し、かなり線量は落ちている。

思い切った除染のやり方をすれば、復旧、復興のエリアはある程度造っていける。線量の低い所から復旧し、西側の駅の方まで段階的に整備したい。一気ににはできな

いが徐々に広げていって、思い切った除染をすれば駅の周辺も線量が下がり、住める土地になるのではないかと思う。

(女性)

- ・家屋の除染はしてもらえないのか

(伊澤町長)

- ・きちっと家屋調査をやって、解体除染を含めまだやり方は決まってないが、行政区ごとにある程度まとまってやっていくのがいいのではないかと考えている。

(女性)

- ・自宅周辺の線量は10 μ Sv以上あり、一時帰宅するとき、線量が高いとストレスになるので、線量の高い所も早く除染してもらいたい。

(伊澤町長)

- ・私も十分理解している。スポット的に除染をしても余り意味がない。まず両竹、浜野を平成27年度に全面除染する。段階的に除染のエリアを広げ、下条、新山、長塚の周辺もまとめてやっていくことが効果があるのではないか。

(男性)

- ・個人的には、線量の低い所よりも、高い所から先に区画を決めてやってもらいたい。

(女性)

- ・厚生病院や役場を除染したのだからできると思う。
- ・一時帰宅した際に、どこかにきちんとしたトイレがあると良い。

(伊澤町長)

- ・駅コミセンの脇に仮設トイレがある。
- ・来年もしくは喫緊に皆さんが一時帰宅した際に休める場所を除染して線量が低くなったところに造ることを構想として考えている。候補として役場か駅コミセンを何とかしたい。
- ・今、水が使えない状況であるが、復興支援に来ていただいている企業(TOTO)から仮設ではなくきちっとしたものを相談しながら造っていきたい。コミセンも除染が入るので、中を整備して休憩所として皆さんに提供したい。

(女性)

- ・一時帰宅をマイカーで行った場合は5時間、バスだと2時間しかない状況。そこまでトイレに行っていると時間がなくなる。

(男性)

- ・現在除染した土を入れる中間貯蔵施設ができた場合、今後双葉、大熊から出る除染土は入れられるのか。

(伊澤町長)

- ・そこは計算されていて、余裕はある。

(男性)

- ・敷地を除染土の仮置き場とされている人達が一時帰宅した際、それが嫌だと言う人もいる。折り合いを付けないとならないので、行政の力で進むようにやって頂きたい。

(半澤副町長)

- ・すでに先行して実施したスポット除染について、出た汚染土壌は今のところ町有地を中心に置いている。町有地周辺の住民に説明をした上で置いている。

(女性)

- ・せんだん（特別養護老人ホーム）の前にも置いてあるが、町の土地だから置いていいのか。

(武内総括参事)

- ・せんだんと協議をして了解を得て置いている。

(女性)

- ・周りの人には了解を得ていない。知らないうちに置かれたと皆さん言っている。

(男性)

- ・各市町村は近隣には説明している。双葉はなかったと言うことか。

(半澤副町長)

- ・基本的に地権者と隣接する土地の地権者に説明はしている。

(伊澤町長)

- ・他の市町村がして、双葉だけ説明していないということはない。

(女性)

- ・自宅から何百メートルと離れていないが、いつの間に置いたのか。隣接する方だけでなく、周りの人にも周知してほしい。

(男性)

- ・現時点で双葉町に戻りたい人は何人くらいいるのか。

(伊澤町長)

- ・平成 25 年度現時点で戻りたいと思っている人 10.3%、判断できない人 17.4%、戻らないと決めている人 64.7%、
- ・平成 26 年度の調査結果では、現時点で戻りたいと思っている人 12.3%、判断できない人 27.9%、戻らないと決めている人 55.7%であった。

(男性)

- ・除染しても戻るといふ人は、それ程いないのではないか。中間貯蔵施設の件は、国にしっかり言ってもらいたい。大臣、担当に色々話をしても、国会（衆議院）が解散して人が替わったら、前の人と言った話となるのではないか。

(伊澤町長)

- ・人が替わっても、課題は継続してやることになる。政権が替わっても同じことで、それは担保される。国の役人も残っているし、大臣、副大臣、政務官と言うのは、バッジを外しても約束はなくなる。
- ・今回の中間ビジョンの中で復興インターというのは双葉町復興のための生命線である。インターができなければ、復興はできない。絵空事になってしまう。いわき市南部に町外拠点ができるが、双葉町まで高速道路を使えば 60 km である。60 km であれば楽に行き来ができる。
- ・皆さんに双葉町の復興、復旧の取組を理解してもらって、実際の現状を見てもらうことが大切である。復興インターについて、国では双葉、大熊合わせて一つと言っているが、双葉、大熊にどれだけの犠牲を負わせているのか、我々は他の町村とは違うのだから、それぞれにインターを造って、住民の皆さんが自由に戻れる場所を作るのが国の責任であり、双葉町の復興のためにも絶対に必要なものとして国に要求していく。

(男性)

・双葉町では、線量をどこで計測しているのか。

(松本住民生活課長)

・町内測定点は360カ所で行っている。地上高1mと1cmで行っている。

(男性)

・東電福島第一原発1号機の建屋カバーの解体作業から放射能が漏れて、線量が高くなるのではないかと。

(伊澤町長)

・飛散防止剤等を使っており、双葉、大熊では有意に線量の変化は見られない。

(女性)

・取り付け道路を整備の際に、国交省が墓を作ってくれた事例もある。こんな悲惨な目に合わせたのだから、交渉の参考にして頂きたい。

(伊澤町長)

・分かった。

(女性)

・墓地の除染作業に来た作業員が、土葬墓地を全部削り取ってしまった。環境省に言って新しく作り直してもらったが、土が盛ってあって石が置いてあればお墓であることを分かっていない。

(松本住民生活課長)

・地区の共同墓地について管理は区長さんになる。環境省と区長さん、墓地の所有者との話し合いをしてもらっている。お墓の状況を知らない作業員が墓を削ったものと思う。

(女性)

・忙しいとは思いますが、除染作業等町の職員が立ち会ってほしい。

(男性)

・片付けボランティアの広告が入ってきた。業者に頼んで高い代金を請求されるとかがあるのか。

(松本住民生活課長)

・両竹、浜野地区は東京電力のボランティアが入っているが、帰還困難区域についてはゴミ一つ出せる状況にはない。

(伊澤町長)

・町の広報紙に入っている物は秘書広報課がチェックをしているが、それ以外は町が把握していないものもあるので注意してほしい。もし、そういうものが入っていたら町に連絡してほしい。

(男性)

・中間貯蔵施設で地権者が虫食いになったと想定して、町有地については、町民に説明をしてから決めてもらいたい。受け入れが決まっていなかったことだが、決まった場合は速やかに知らせてもらいたい。

(伊澤町長)

・それは、当然である。

以上